

あなたらしさが、 社会のチカラ

令和8年度
男女共同参画週間
6月23日(火) ———→ 29日(月)



内閣府
男女共同
参画局



内閣府男女共同参画局 ウェブサイト
<https://www.gender.go.jp>



男女共同参画局 Facebook
<https://www.facebook.com/danjokyodosankaku>



男女共同参画局 X
<https://x.com/danjokyoku>



7月30日は **静岡県男女共同参画の日**

【発行】静岡県 くらし・環境部 男女共同参画課

男女共同参画週間【6月23日(火)～29日(月)】

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日が平成11年6月23日であることにちなみ、全国一斉にこの日からの1週間を「男女共同参画週間」としています。この期間に実施される様々な取組を通じて、法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

静岡県 男女共同参画の日【7月30日(木)】

今から150年前の明治9年7月30日に、浜松県榛原郡横岡村（現在の島田市）の女性が選挙の投票を行ったことが、日本で女性が最初に投票した選挙であると言われています。

静岡県では、この日にちなみ、7月30日を「男女共同参画の日」として条例で定めています。

Q. 男女共同参画ってそもそもどんな意味？

A. 全ての個人一人ひとりが、個性・能力をフルに発揮して意思決定し、 主役として活躍できることです。

男女共同参画社会基本法には、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

Q. 静岡県では、男女共同参画社会に向けてどんなことをしているの？

A. 第4次静岡県男女共同参画基本計画を策定し、様々な取組を行っています。

<取組の一例>

- ・男女共同参画を進める企業・団体への支援（知事褒賞の授与や県ホームページでの紹介等）
- ・県内市町の男女共同参画施策の取組支援・連携
- ・セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての理解促進
- ・夫婦・家族が共に家事をする共家事（ともかじ）の促進

電話相談

ひとりで悩まないで…まずは電話で話してみませんか？

○あざれあ女性相談（054-272-7879）

月・火・金曜日 11:00～16:00

水曜日 15:00～20:00

第2土曜日 13:00～18:00

※祝日、8月13日～15日、年末年始（12月27日～1月5日）を除く。

○あざれあ男性電話相談（054-272-7880）

毎月第1・3土曜日 13:00～17:00

○静岡県LGBT電話相談（0120-279-585）

毎月第1火曜日、第3土曜日 18:00～22:00 ※家族・友人・職場・学校関係者も相談可能



【問合せ】

静岡県 暮らし・環境部 男女共同参画課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2824、3363 FAX 054-221-2941

★詳しくは、県ホームページをご覧ください。 →



静岡県男女共同参画ポータルサイト
あざれあ守び

女性活躍を推進する「官民一体」のネットワーク



静岡県
女性活躍応援会議

